

## II Montesquieu とスコットランド歴史学派

私はこの有名な哲学者(アダム・スマス)に対して感じている恩恵をよろこんで表明する。私は若いころにかれの市民社会の歴史(the history of civil society)についての講義を聴講し、またこの問題についてのかれの隔意ない談話を聞くという利益にめぐまれたのであった。偉大なモンテスキューがこの道を示したが、かれは哲学の部門におけるペイコンであり、スマス博士はニュートンであった。——ジョン・ミラー

### I はじめに—主題とその研究史的展望

本稿は、Montesquieu とスコットランド歴史学派との関係、とくにその主著『法の精神』の方法と理論が全体としてスコットランド歴史学派によって如何に理解・解釈され、そしてイギリス古典派経済学の成立に寄与したかを明らかにすることを企図している。そしてこの主題を私は、『法の精神』の理論的細部の影響・継承関係より、むしろ方法のそれに重点をおき、このことをスコットランド歴史学派の2・3の代表的源泉資料からの巨視的接近によって明らかにしたいと考えている。というのは、スコットランド歴史学派の著作はきわめて多数にのぼり、その主題も『法の精神』に比べれば、はるかに細分化され、発展させられているにもかかわらず、この学派の人たちは、のちにみるように、この学派の問題提起が Montesquieu ではじまり、そしてその方法において、かれを共通の師匠・指導者であるとみる点において一致しているからである。そしてまた、私の主題の重要な一部である Montesquieu とイギリス古典派経済学との関係がこれまで問題にされたばあいにも、そこでの両者の関係は、経済学の領域における個々の理論の継承関係を超えて、経済学の方法、総じて社会科学の方法が中心問題になっているからである。

Montesquieu とイギリス古典派経済学の関係を最初に問題としたのは、フランスの Auguste Comte の実証的社会学の影響をうけて成立したイギリス歴史学派の Cliffe Thomas Leslie (1827—82) (1)<sup>1)</sup> からはじまる。かれは、Ricardo 経済学の方法と結論とに対抗し、A. Smith の経済学のなかに帰納的因素としての Montesquieu の影響を明らかにし、それによって Comte にならって、経済学を社会学の一部に包摂しようとしたので

ある。そして同時に Smith の経済学を本質的演繹的であるとする Henry Thomas Buckle (1821—62) の解釈に批判を加えている。Leslie はそのさい、かれの師 Henry Maine (1822—88) が『古代法』(Ancient Law 1861.)においておこなった Montesquieu 解釈、すなわち Montesquieu を「自然法を一瞬にして崩壊させた歴史的方法」の推進者としてみる解釈を採用し、Smith の経済学のなかに2つの要素、すなわち自然法の理論的体系と Montesquieu の歴史的・帰納的方法の結合をみている。そして後者を重要視して、それが「自然についての諸仮定からひき出される演繹的方法がおちいる多くの誤謬を訂正し」、事物の眞の秩序をあとづけることに貢献したと述べたのである(p. 31.)。Leslie と同じくアイルランド生まれの J. K. Ingram (1823—1907) (2) もまた、この見解を踏襲したが、両者の関係を方法と理論内容にわたってはじめて明らかにした。かれによれば、Smith は「2つの相異なる一致することのない思想体系によって影響をうけた。ひとつは「自然」という仮想に基くア・ブリオリな思惟であり、他のひとつは帰納法的なものであり」、われわれは、『諸国民の富』のなかにこの「2つの方法が結合されている」(p. 101)のを見出すと述べている。かれにおいて新しいことは、その Montesquieu 解釈である。「『法の精神』(1748)はそれが経済問題をとりあつかっているかぎりでは、全体として、とくに貨幣をとりあつかっているところでは、重商主義体制に反対の観点から書かれている。もっとも植民地やその他の問題ではかれは、しばしばその体制の観念に捉われている。しかしながら、かれの不滅の功績は、ある特殊な研究によってではなく、かれが自然現象のみならず社会現象を支配する自然法理論を強化することによって生まれたのである」(p. 58.)。いいかえれば、Montesquieu の功績は「あらゆる社会現象が自然の諸法則に従属することを認識したところにあるので、これらの諸法則を発見したところにあるのではない」(p. 90.)。しかし、Montesquieu のこの限界はスコットランド歴史学派の人たちによって見

1) 本稿でとりあつかう主要文献は「関係文献」の形に一括して末尾に掲げ、それに一貫番号を付し、本文や注ではこの番号によって、それぞれの文献をあらわすことにする。

逃され、かれらは、Montesquieu は社会的諸事実をそれらが観察される社会の特殊な自然的・精神的な事情にまであとづける体系に多く惹かれ、このいわば誤って解釈された Montesquieu の方法が Smith の『諸国民の富』の方法になっていると Ingram はみているのである。

この問題は、W. Hasbach(3)によってさらに文献史的に内容豊富に追求された。かれは、Smith 経済学の源泉資料的研究を広汎におこない、Smith 経済学における2つの方向、すなわち Locke, Hobbes を経て Hutcheson に至る自然法思想と歴史的・帰納的要素の併存をみとめ、『諸国民の富』の3分の2を占める後者の要素の形式的優位にもかかわらず、内容的には抽象的自然法の思想が優越していると断定している。そして、Leslie, Ingram とは反対に Smith のなかに「方法的分裂(methodische Zweispalt)」(S. 439.)があるという結論に到達している。そのさい、『諸国民の富』における歴史的・社会学的因素は、ほとんど『法の精神』の影響に帰せられている。Hasbach は、『法の精神』を18世紀における政治的経済学の発展に寄与した書物のなかで5指のなかに数えられるものであると高く評価し、ついでそれが政治経済現象を、自然的・精神的世界の多様な諸要因と関連させて広く観察した最初の人であると指摘し、その不滅の功績を「立法および経済的領域において、当然多様に発展する多くの要因について研究したところにある」(S. 314.)と述べている。しかし、Hasbach は、このように高く評価する Montesquieu の歴史的方法について一貫して説明していない。あるところでは、それは帰納的精神の所産であるが、叙述の方法は演繹である(S. 368.)といい、他のところでは、Hobbes, Locke の抽象的自然法思想に対立したが、古きローマの自然法思想を容認している(S. 308.)と述べているのである。このことが、かれが Smith の歴史的方法に注目しながら、それと自然法との関連が明らかとならない大きな原因となっているようと思われる。Smith の『グラスゴウ大学講義』(4)の発刊にさいしてのかれの論文(4)もまた、この立場の再確認にとどまっている。かれは『講義』における Smith の方法が歴史的であり、「法を経済的条件にもとづくものとして説明せんとする」かれのなかに「Harrington によって準備され、Montesquieu, Hume によって展開された方向」を見いだしている。そして『諸国民の富』においては、「Smith がフィジオクラットに共鳴し、その著作に導かれて、Locke, Hutcheson に友好的な、したがって Montesquieu には対立的な立場を、とるに至った」(p. 692.)と説明しているのである。

F. T. H. Flechter 教授の研究(5)は、問題を狭く経済学の領域、またはスコットランド歴史学派にかぎってはいない。むしろ『法の精神』の影響を、イギリス全体にわたり、その分野も、法学・社会学・政治学などの広汎な領域にわたって仔細にあとづけ、資料的な意味において劃期的な業績となっている。教授は、Montesquieu の Smith 経済学への影響を詳細にあとづけているが、とくにその方法的影響を高く評価している。「おそらく Montesquieu は——と教授は書いている——Smith に、経済問題を、政治的・歴史的立場から研究すること、とくに財政活動と制度を、政治的形態に関係することを教えた人であった」(p. 61.)と。ところで、教授は、Montesquieu の歴史的方法についてはつきのように述べている。「その方法は、個々の法の是認を、人間の歴史に先だつ第1原理に求める Locke の形而上学的方法に対立しているけれども、それにもかかわらず、それが「人間理性」を個々の事情に適用することから起る原理をふくんでいるために、Montesquieu できえ人間の法の究極の根柢は歴史の外にある」と。また「Montesquieu の方法の新らしさは、根本的には歴史において最も基本的大と考えられるそのもの、すなわち時間を無視し、時間と場所とに無関係に、永遠なものと変化するもの、恒常的な人間理性と変化し有限な人間社会の諸形態との溝が、かれが徳性、節制および名誉とよぶところの一般的諸原理によって埋められている」(p. 72.)と。これによってみれば、Montesquieu の方法と Smith のそれとの関連は、改めて検討しなければならないであろう。このように Montesquieu の方法について論者の見解が必ずしも一致していないことは、経済学の領域にのみみられることではない。『法の精神』が刊行されてから二百年以上経過する今日に至るまで、その方法とその内容について多数の研究がなされてきたにもかかわらず、ときには相反する解釈がなされている。古くはその方法を Descartes 的合理主義とみる Lanson の古典的見解<sup>2)</sup>から、経験的方法とみる最近の Stark 教授<sup>3)</sup>までの対立があり、その内容についても、それが統一的構成をもっているのか、あるいは所詮博大雑多な事実の蒐集に終っているのかが

2) Lanson, Gustave, "L'influence de la philosophie cartésienne sur la littérature française", *Revue de métaphysique et de morale*, IV (1896). 宮沢俊義「法の精神とカルテジヤニズム」『法学志林』第30卷第11~12号 1928年。

3) Stark, Werner, *Montesquieu; Pioneer of the sociology of knowledge*. 1960.

問題とされてきている。そこで, Montesquieu とスコットランド歴史学派の関係を明らかにするためには, なによりもまず, Montesquieu がスコットランド歴史学派によって如何に理解・解釈され, そして如何なる意味においてかれらの共通の師匠・指導者となっているのかが問われなければならない。そしてこのような接近によつて, Montesquieu がスコットランド歴史学派に与えた影響の性質と範囲とを明らかにすると考えられる。本稿は, その意味で主題へのひとつの接近を企図しているのである。

## II スコットランド歴史学派の Montesquieu 評価 と両者の一般的関係

『法の精神』は, それが刊行されると, かれの他の著作と同じように, たちまち注目・翻訳されイギリス社会に大きな影響を与えた。とりわけスコットランド歴史学派の主要なメンバーである 4人の大学教授たち, すなわちエディンバラ大学の Adam Ferguson (1723—1816), William Robertson (1721—1793), グラスゴウ大学の Smith, John Millar (1753—1801) などは, それから多くの示唆をうけた。かれらは講義においてはもちろん, 著作のなかにも『法の精神』から多くの引用をおこなっている。この学派の他の重要なメンバーである David Hume は, Montesquieu と直接面識をもっており, いくつかの書簡をとり交している(7), (8)。

Hume (14) は, Montesquieu を「学識と天才とを兼ね備えた著述家」とよび, 『法の精神』を「巧妙にして光彩ある思想に富み, 内容の充実さにおいて欠くるところのない政治学の 1 体系」(p. 54—5, 邦訳 p. 44—5.) と評価した。Ferguson は, かれの『市民社会史論』が, いかにその多くを Montesquieu に負うかについて述べている。「私は高等法院長 Montesquieu 氏が書いた著作を思いだすとき, いまさらなぜ私が改めて人事の探求を考察すべきなのかその理由を述べるのに当惑を覚えるのである。…私は通常の能力をもつ人々の理解に一層適するよう私の思想と感情とを発表することができるであろう。なんとなれば私は, かれより一層通常人並みだからである。…読者はおそらくこの問題に関し, この深遠なる政治家にしてかつ愛すべき道徳家である人によって, すでに述べられたものを参考すべきであろう」(p. 97. 邦訳 p. 162.)。さらにまた Robertson は「偉大な著者を傑出させている 2 つの才能, 古代および曖昧になった制度をあとづける勤勉さと, それらの制度を樹立するのに寄与した原因と原理とを探求する英知」に特別の賞讃を贈

り, 『法の精神』を「封建法学におけるきわめて錯雜せる多くの問題を解きほごし, これまで曖昧かつ不明であつたきわめて多数の慣習に光を与えた」(works. p. 391.) と評価している。これ以上の事例をくりかえすまでもなく明らかのようにこの学派の人々は共通に Montesquieu を高く評価している。ところで, この評価の基礎はなんであろうか。

この学派の問題・方法と Montesquieu との一般的関係については, やや後に現れた同時者 Dugald Stewart (1753—1828) (9) が最も生き生きとした説明を与えている。かれは, Smith の初期の論文『言語の起源についての 1 論』およびそれに関連する論文について, 「私の知るかぎりでは近代的起源をもち, おどろくほど Smith 氏の好奇心をかきたてたように思える特殊な種類の研究である」と述べ, さらにつぎのように続けている。「われわれの生活しているような社会の時期において, われわれが, われわれ自身の知的所産, 意見, 習俗および諸制度と未開民族のなかでおこなわれているそれらと比較するとき, つきのような興味ある問題が起らざるを得ない。未文化の最初の単純な努力から, いかなる漸進的段階によって, かくも讚嘆すべき人工的・複雑な事態への推移が起こったのか, 文明化された言語の構造のなかにあるわれわれの賞讃する体系的美しさは, どこから生まれたのか, 最も遠い・しかも関係ない諸国民によって話される言語という混合物のなかに流れている類似とそれらが, 相互に区別される特性はどこから生まれたのか, いろいろの科学と技術の起源はいつか, 精神はどのような連鎖によって, その最初の要素から, 最後の・最も洗練された進歩にまで導かれたのか, 政治的結合のおどろくべき組織はどこから生まれたのか, あらゆる政治に共通な基本的原理はどこから生まれたのか, また世界の異なる時代に文明化された社会がとったそれぞれ異なる形態は, どこから生まれたのか。……

直接の証拠がないばあいには, われわれは, 推測によって事実の場所を埋めることが必要になる。そしてわれわれが個々のはばあい, ひとが現実に如何に行動したかを探ることが不可能なばあい, かれらの本性の原理とかかれらの外的状況からどのような仕方で行動したであろうかを考察することが必要になる。このような研究には, 旅行記や航行記がわれわれに提供する個々の事実がしばしばわれわれの思想指標として役にたつであろう。表面的にみればア・ブリオリなわれわれの結論が, 疑わしくまた信頼できないようにみえる事実の信憑性を確認する傾きをもつであろう」(p. 33—34.)。このような人間の本性

の原理とかれらの外的状況の関係からの歴史的叙述が、この学派の共通の原理となるのだが、Stewartは、他のところでこの原理が Montesquieu からはじまることを明らかにしている。「人間精神の諸能力はあらゆる時代において同一であること、またわれわれ人間が示す多様性は、ただ人間がおかれた境遇のちがいによる結果であるということは永く争うべからざる論理的公式と考えられていた。…しかし Moutesquieu の時代には、まだ学問ある人々によってヨーロッパの思想の流行にかなりの影響をもつものとは広く考えられていなかった。この根本的指導思想の、社会の自然的もしくは理論的歴史——言語、技術、法学、政治、習俗および宗教史——への適用は、18世紀後半の特有な光りであり、Bacon でさえ予見することのできなかった哲学の特徴を形成しているのである」((10)p. 34.)と。これによってスコットランド歴史学派の特徴と Montesquieu の方法との一般的関係を知ることができる。『法の精神』の具体的な内容からみたこの学派における位置づけは、Millar の法学の発達についての短い概観のなかに窺うことができる。かれによれば、近代法学は Grotius からはじまる。Grotius は、1 国の法の実際的体系を、自然が思索的精神にさしだしている絶対的完全さという規準からみて、その誤りと不完全さを明らかにしたからである。しかしながら Grotius の理論は少くとも 2 つの欠陥にともなわっていた。そのひとつは、かれの批判の規準は、暗黙のうちに、大部分古代ローマ法に追随していることであり、その点において多く誤っており、また偏狭となっている。その 2 つは、——それが実質的な欠陥をなすのだが——かれが、厳密な法と道徳とを充分に区別しなかったことである。かれは、善良な人間が、正しい裁判官から遂行を命ぜられることにより、感情の最大の適正さと良心の咎めから行動すると考察している。その結果、法と道徳とが混同されるに至った。「法学体系を明らかにする試みは、最後に、種々の国の法におけるさまざまの・ときには正反対の不完全さをひきおこしたり、現実の制度が、われわれが認識するに困難のない改善を達成するのを妨げたりする諸事情の研究を暗示することによって、新しい光景を開いた。この研究がとくに高等法院長 Montesquieu, Kames 卿, Smith 博士によって行なわれたとき、法学思想家の注目は、市民社会の最初の形成とその後の進歩、技術と科学の成立とその漸次的発展と文化に、さまざまの変化をふくむ財産の獲得と拡大とこれらおよびその他の政治的要因のある国民の習俗・慣習・制度および法におよぼす影響にむけられたのである」((11)p. 347.)。Mi-

llar のこの短い概観のなかに、われわれは、この学派において Montesquieu の占める地位を知ることができる。

### III Dalrymple による Montesquieu の封建法理論のイギリスへの適用の試み

ところで、『法の精神』のスコットランド歴史学派にたいする影響は、最初、イギリス憲法の起源と発展、とくに Montesquieu が最も実り多き研究分野として示した封建ならびに前封建時代における広汎な研究にあらわれた。この研究に先鞭をつけ、今日においても歴史家の注目を浴び、Smith の『グラスゴウ大学講義』に多大の影響を与えた意味で真の重要性<sup>4)</sup>をもつのは、John Dalrymple(1726—1810)の研究(22)である。この研究の重要性は、著者自身が序文のなかで「その思想の多くが Montesquieu 自身によって校訂された」(p. iii—iv.)と述べているところからさらに倍加される。すなわち、Dalrymple の研究が、Montesquieu 自身によって校訂されたものであるとすれば、それは『法の精神』の思想と方法との解釈に有力な手がかりを与えるであろう。

Moutesquieu の封建法の理論は『法の精神』の最後の 2 篇をなしている。そしてそこで展開された歴史研究は独創的なものではなかったが、かれの権威にもとづいて 18 世紀歴史学の定説となっている。本来、この部分は、Montesquieu においては、貴族階級による王権の制限とそれにもとづく自由の実現を計ったフランス君主制の起源の問題として提起され、貴族の仲介権力の起源の問題としてとりあつかわれている。そしてかれがこの起源をゲルマニアの森にもとめたことは、事新しくいうまでも

4) Fletcher 教授は Montesquieu の Smith への影響をあとづけ、『グラスゴウ大学講義』にあらわれたその影響について、つきのように述べている。かれは、Hutcheson と並んで、Smith に引用された著者で、「『法の精神』からの引用は 14 ページにわたっている。これらの多くは家族法、すなわち広く両性関係に関連し、その他のものは原始社会における裁判手続に関連している。これらの対応関係は容易に増加することができるであろう。しかしこれらの引用だけでも、Montesquieu が、なんらの疑いもなく、知識吸収時代の Smith の精神に、豊かな影響を与えた主要な 1 人であることを示すに足りる」(p. 62.)と。Dalrymple の書物からの引用を、これに加えれば、Smith への Montesquieu の影響は、はるかに重要かつ意義深いものとなるであろう。Fletcher 教授の研究は、資料的にきわめて貴重な研究だが、現代の専門科学の既成概念にとられずわざ、経済学、社会学、法学への各分野への Montesquieu の影響を余りにも直接的にとり扱いすぎているように思われる。

ない。ところで、このさいかれは、イギリスの代議政体も、ゲルマニアにその原型が見だいされると指摘した（EL. X. 6, 邦訳（上）p. 239.）。しかし、かれ自身はイギリスについての歴史的研究は試みなかった。Dalrymple の研究は、Montesquieu の封建法の理論を継承し、それをイギリスの歴史へ適用する企てとみることができる。Montesquieu の影響はそれだけではなく、また、封建的財産の一般史と題されるこの研究が、封建的土地保有および土地所有権の相続・譲渡など封建的土地保有の諸形態の生成・発展および消滅の歴史だけでなく、裁判権および議会構成の歴史をとりあつかっていることにあらわれている。だから Dalrymple の研究は広く、Montesquieu の指摘した典型的な政治的自由の制度をもつイギリスの歴史研究であると言ってよいであろう。

かれの権威にもとづいて 18 世紀の後半に支配的となつた Montesquieu の封建法の理論はつきのようなものだった。ゲルマニア野蛮民族がヨーロッパを蹂りんしたとき、かれらは住民のあるものには、かれら自身の土地の所有をゆるした。そして残りの土地を侵略軍隊の「隨臣」（Antrusion）たちに、一定の軍事的義務と交換に自由に保有できるように分配した。この見解によれば土地保有地は被征服国に住む自由民に残された土地であり、軍務または役務をなんら要求されず、王の代理者によるゆるやかな一般的監督に従うだけである。国王自身の家臣による土地は封建的であるが、しかしその土地を維持し、防衛するのが王自身の利益であるという理由ではるかに安全であった。そしてこれらの自由保有地も漸次、封建的土地保有形態に転化していった。Montesquieu は第 5 世紀から第 11 世紀に至って確立したフランスの封建制を、ここからあとづけている。すなわち隨臣たちはじめは可免的であった封地の権利が一代に延長され、さらに世襲的となるとともに、自由保有地の監督権限をもつ官職が次第に世襲的となり、ついに封建政治が確立されるに至った経過をあとづけている。そのばあい、かれは、「法によって歴史を、歴史によって法を説明する」歴史的方法によって明らかにしているのである。

Dalrymple の研究は、この Montesquieu のフランスにおける封建法の理論と方法とのイギリスへの適用である。かれは、William 国王のイギリス征服からはじまるイギリス封建制の確立をあとづけた。と同時に、かれは Montesquieu と異なり、その衰滅の過程をも問題とし、商業の発達をその原因に求めている。これによって土地法についてのスコットランド法のイングランドよりのおくれが明らかにされるばかりでなく、政治的にもスコッ

トランド議会の構成、すなわち貴族寡頭制が説明されるのである。かれは、イギリスの政治的自由の制度のひとつの根源を、商業の発達による庶民の政治体への参加、とくに庶民院における課税権の確保のなかにみている。そして、裁判権および裁判手続の歴史をあとづけ、近代における裁判所の多いことと形式が繁雑になっていることは、自由のために支払う犠牲であるという『法の精神』の引用句で結んでいる。

Dalrymple の研究の価値は、それが積極的な資料的発見にあるのではなく、むしろイギリス全体に歴史研究を助長した事実にある。この学派に属する最大の歴史家 W. Robertson (21), (27) や Gilbert Steuart (33), Millar (34), Smith (26) などや同時代のイギリスの法学者 Sullivan, Blackstone などは、Montesquieu や Dalrymple によって開かれた新たな研究をおこないはじめたのである。そしてかれらの歴史研究には、Montesquieu の理論と方法とが共通の基礎となったのである。

#### IV Adam Ferguson の Montesquieu 解釈

さて、これまで Montesquieu のスコットランド歴史学派にたいする影響をあとづけたかぎりでは、かれは歴史的方法の代表者としてあらわれている。果してそうであろうか。かれの歴史的方法は自然法思想と無関係に成立しているのであろうか。もしかれのなかに自然法思想があるとすれば、それは Hobbes や Locke のそれとどうちがうであろうかが問われなければならない。根本的に言えば、『法の精神』においてかれは単に歴史的考察を目的としたのではなく、法の精神の把握を目的とした。そのばあいかれの歴史的方法との関連如何ということが問題とされなければならない。そこで『法の精神』全体の構造と方法との、スコットランド歴史学派への影響が問題となる。このばあいわれわれはかれの影響を狭くこの学派の歴史的研究に限定してはならない。この学派の歴史研究を生みだした共通の源泉・母胎である道徳哲学の体系への影響からはじめなければならない。ここではこの学派の Adam Ferguson の『道徳哲学原理』(28) と『市民社会史論』(26) に対する『法の精神』の影響をあとづけることとする。というのは、Ferguson は、きわめて簡潔に道徳哲学の方法・原理を体系化していると同時に、さきにみたようにみづから Montesquieu の弟子であると告白していることにおいて、この学派と Montesquieu との重要な結節点をなしているからである。

『法の精神』のこの学派への最大の影響は、この学派の歴史研究の母胎である道徳哲学の問題提起と方法におい

てあらわれている。

『法の精神』の序文において Montesquieu は著書の目的と方法とをつきのように要約して述べている。法と慣習のいちじるしい多様性のなかに、それらの基礎となっている原理を発見することができると。すなわち「余は、まず人間を研究した。そしてこの無数の法と習俗のなかにおいて人間はけっしてその気紛れにのみ支配されるものではない」(EL, préface, 邦訳(上)p. 27.)と。かれはこの点において自然科学の原理と方法とを、法と制度とに適用し、それらが観察される資料と矛盾しないならば、それは帰納的な法の地位をもっていると主張した。「余は原理を定立した。そうするとすべての特殊なあらゆる法は、他のより一般的な法に依存していることがわかった」(EL. Préface, 邦訳(上)p. 27.)。この方法の厳密な適用こそ Montesquieu の主要な独創性のひとつなのである。ところで、法とは「事物の性質から生ずる必然的関係である」(EL. I, 1. 邦訳(上)p. 32.)と定義している。この定義は Montesquieu において、法学者の問題とする法および自然学者のいう法則をふくんでいることを意味する。その必然的関係は単に存在相互間の因果的必然関係ではなく、存在と本源的な理性(*raison primitive*)との必然関係である。かれにとって「最広義における法」は、因果的必然関係であるとともに、合理的必然関係、または「可能的正義(*rapports de justice*)」の関係であった。かれは、これを事物の本性から生ずる必然的関係として捉え、そこに法をみ、それを「本源的な法(*lois primitive*)」ともよんだ。従ってそれは単に人間社会ばかりでなく、あらゆる存在を支配する法則である。「すべての存在は、その法をもつ。神もまたその法をもつ。物質界もその法をもつ。人間より上位の英知者もその法をもつ。獣類もまたその法をもつ。人間もまたその法をもつ」(EL. I, 1. 邦訳(上)p. 32.)。自然の一部としての人間は、本源的な法の支配をうけている。しかしこの本源的な法の支配は生物においては無生物におけるほど完全におこなわれない。けだし人間は他面において知的存在であるが、有限的であるゆえに誤謬をまぬかれて、他面においてその本性上独立的に行動するからである。人間は知的存在であるがゆえに、他の動物よりも本源的な法の支配から離脱しやすいが、また人間は自ら作る実定法をもっている。人間のみが、その知性のゆえに、宗教や道徳をもつとともに、実定法をもつことになる。それにもかかわらず、実定法のなかに貫徹し、知的・道徳的存在として人間を支配する一定の規範としての法が存在すると Montesquieu は主張する。「実定法が命じ

または禁ずるということ以外に、正も不正もないというのは、円を描かぬうちは、すべての半径は等しくないというのとと同じである」(EL. I, 1. 邦訳(上)p. 38.)。法は「事物の本性から生ずる必然的関係」であるが、人間に限る限り、「人間の本性」から生ずる必然的関係であり、人間の相互関係における本源的な理性の発見であるということができるであろう。本源的な理性は、単に人間の理性ではない。むしろ人間の理性は、本源的な理性の発現のひとつの部分的機能にすぎないであろう。しかもその発現は、人間の現性によって合理性または必然性として捉えるよりほかないであろう。ただその合理性・必然性が抽象的にではなく、あらゆる自然的および歴史的条件との関連において把握されなければならない。Montesquieu が採った方法はまさに、それであった。かれは人間社会において支配する不易な道徳法則の存在を信じつつ、しかし人間がこれを知ることができない以上、人間をとりまく自然的環境と社会・歴史のなかで明らかにされなければならないと考えた。そして個々の事象をそれが生じた生活の全体的状況と関連させて捉え、1歩1歩、不易の道徳法則の把握に近づかうとしたのである。これが、Montesquieu における「最広義における法」であり、また究極において「法の精神」でもあったのであり、このゆえに「法の精神」をもとめつつ、歴史的な方法によらなければならなかったばかりでなく、「法の精神」そのものが歴史的であったのである。この「法の精神」の目的と方法とはスコットランド歴史学派の母胎である道徳哲学の体系と方法、従ってその歴史的研究の目的と方法とまったく軌を1つにする。Ferguson における道徳哲学は、近代自然科学の方法を用いて、人間の社会生活のさまざまの領域、すなわち実定法、政治、経済、宗教などの領域で人間の服従しなければならない規範の把握を目指しているからである。すなわち、道徳哲学とは、「なにをなすべきかの知識および自由な人間の選択を決定すべき諸法則を適用することである」からである。そのばあいの自然科学的方法とは自然科学が自然を分析して少数の究極的事実に到達し、そこから多様な自然現象を説明したと同じく、道徳哲学も、その原理を人間の本性(human nature)という究極的事実に還元し、そこから多様な社会現象を説明する方法を意味している。そしてこの道徳哲学は二重の意味において歴史に関連しなければならない。すなわち、その経験的方法に忠実であろうとすればするほど、人類の歴史的諸事実が集められなければならないとなるとともに、歴史は道徳哲学の原理の例証の場としてあらわれてくる。Ferguson における

『市民社会史論』の目的はこの関連を明確に示している。『史論』の目的は、「人間の行為はすべて等しく人間性の結果であること」を示すばかりでなく、「人間自身の行動を判断し、人間の最良の自然状態に到達する規準」を提起することにある。いいかえれば、「それは正しいこととはなにか、また不正とはなにか、人間の生活態度からみて幸福とはなにか、悲惨とはなにか、さまざまの状況のなかで人間の優しい生活にとって好ましいものはなんであろうか、その逆とはなんであろうか」((26)p. 15.邦訳 p. 21.)という問題を明らかにすることにある。『法の精神』のスコットランド歴史学派に与えた最大の意義は、この意味で、その問題提起と方法のなかにあらわれていると理解されなければならない。

『法の精神』のコットランド歴史学派にたいする大きな寄与は、Montesquieu がその経験論的把握によって人間の本性のなかで、その社会性を強調していることである。Montesquieu の「人間は社会のなかに生活すべく作られている」という1句は、Ferguson の共鳴をひきおこし、その『市民社会史論』に引用されている。もとよりこれは、Monstesquieu の独創的な発見ではない。かれの新しさは、この人間の社会性を人間本性の必然的関係として、かれの自然法の基礎にしていることである。かれによれば、社会の創設以前の人間に適用される自然法には人間の社会性が根源をなしている。それは平和にたいする欲求、ついで生活の必要をみたす欲求、最後に、社会に結合しようという欲求をみたしている。Montesquieu はこれによって、Hobbes の自然状態の仮説、すなわち万人対万人の闘争の理論の批判をおこなうことをして意図しているのであるが、このことは Ferguson によっても継承された。ただ、これと関連して、Montesquieu の自然法思想は自然権の思想がふくまれているかどうかが問題となるが、Ferguson は同時代のひとびとと同じく、Montesquieu の自然法思想のなかに、自然権の思想がふくまれていると理解した。ただ自然権が無制限で絶対的であることを否定し、人間の社会性を根本におき、そこから各個人に社会性の発動に関与するかぎりで自然権を認容しているというちがいがあるのである<sup>5)</sup>。

5) Fletcher 教授もまたこの点を認め、つぎのように述べている。「Montesquieu において自然は、いささか流動的で明白でない必然的諸関係のひとつのあいまいな体系である。不幸にも Montesquieu は、しばしば自縛という言葉を、単に社会組織を意味するばかりにも使用している。かれの思想は充分に明瞭でなかったので、かれの後継者のすべてが、…かれの社会的型に完成された自然への訴えと、社会の外部へその

このような Montesquieu 解釈によって、国家と区別さるべき社会の存在すること、そして国家の成立以前に社会が存在していたこと、そして国家がむしろ社会のなかから生成したこと、国家の絶対性を拒否し、社会の優越性を主張することとなってあらわれてくることになった。だから Montesquieu の自然法思想は、国家の任務を限界づけ、社会の自律性を主張するスコットランド歴史学派の根本思想に寄与することになったのである。

もとより社会の自律的発展をあとづけることは『法の精神』の直接的な課題ではなかった。Montesquieu の最大の関心は、政治が社会を規定する最も大きな要因であった当時のフランスの事情に直接制約されて、政体の3区分、共和政、貴族政および君主政において政治的自由を実現し、確保するためにはそれぞれいかなる特殊な条件が必要かということ、ならびにそのためにそれぞれの政治はなにをなすべきかということであった。この問題は、すでに2つの革命を経て、政治的自由の確立したイギリスおよびスコットランドにおいては、政治の機能の問題にすぎなかった。Montesquieu の結論のみが、単純に受容されたといってよい。Ferguson は政治の法についてつきのように要約している。1、政治的諸制度は、それが人民の安全と幸福に寄与するに応じて利益が大きい。2、政治的諸制度は人民の環境と性格とに適合していることに応じて人民の安全を確保するということ。3、官職の配分はそれが政治的形態に適合していることに応じて利益が大きい。ここでいう官職とは国家の諸機能である立法、司法および行政を意味していることはいうま

是認を求めた Locke の自然権への訴えとを区別することができなかった」((5)p. 192-3.)と。また Montesquieu の社会性の把握が18世紀の個人主義的自然法思想を脱することができないこと、またかれの自然法思想は自然権思想をふくんでいるという解釈には、Gierke, Otto, *Natural law and the theory of society, 1500 to 1800.* (Eng. translated by Ernest Barker) 2nd ed. 1960, p. 50 および p. 113 をみよ。Montesquieu の自然権思想について Gierke は「自然法についての有力な理論は、当然のこととして個人は、かれの本源的権利の一部だけを、社会の共同目的のために委譲したにすぎないとみなした。…それは後代の思想家たちによって一定の厳密な体系に樹立されるに至った」(p. 112-3.)と述べ、後代の思想家たちのなかに Montesquieu を数えている。そしてそれを、Montesquieu が国家の目的を個人の精神的・経済的自由の実現に帰着せしめていることに求めている。しかし奴隸制の批判においては Montesquieu が自由が人間の奪うべからざる権利であると述べていることにおいて、かれの理論の一貫性がないことをあわせ指摘している。

でもない。

Montesquieu の Ferguson への影響のなかで、きわめて重要な問題は、『法の精神』の政体の区分、それぞれ性質および原理に続く第2部をなしている「一般精神 (esprit générale)」の理論である。かれはそこで、法とさまざまの自然的諸要因、すなわち気候、位置、慣習、習俗、商業、人口および宗教をとりあつかっている。一般精神とは、かれによれば、「多数の事物が人間を支配する。気候、宗教、法、政体の格率、過去の事物の例、習俗および生活様式。そこからその結果として」(EL. XIX, 5, 邦訳(上)p. 413.) 形成されるものである。ここで Montesquieu の強調していることは、一般精神を形成している要因のなかで、原始社会では自然的諸因が優越しているが、社会の進歩に伴なって、道徳的(社会的諸原因)が支配するに至るということである。この社会的諸原因のうち、経済は、Montesquieu において独立的・統一的なとりあつかいをうけていない。かれは「法は各種の人民がその生計を樹てる方法と大なる関係がある」と指摘し、商業および航海の時代と土地を耕作する時代、牧畜および狩猟の時代に分って、近代、すなわち商業および航海の時代においては、広汎な法典が必要となったと述べてはいるが、この観点は、政治的自由の制度としての政体の問題に制約されて、経済の問題をとりあつかう統一的な視点とはなりえなかった。しかし、近代商業の特質を「商業は破壊的な偏見をいやす。そして温和な習俗あるところ必ず商業あり、商業あるところ逆に必ず温和な習俗あり」(EL. XX, 1. 邦訳(下)p. 23.) とみていること、また近代商業が「一定の厳格なる正義の感情を人間のあいだに生ぜしめる」(EL. XX, 1. 邦訳(下)p. 24.) となし、法と社会的環境との適合性を問題としてとりあげている。これに、Dalrymple の封建法についての研究が、Montesquieu 自身の思想のなかに数えることができるときれいに、政治体制を経済的基礎から説明する途が Montesquieu のなかで準備されていたとみることができるであろう。

Ferguson の『市民社会史論』には Montesquieu の一般精神の理論が反映されてはいるけれども、かれをして Montesquieu から区別するものは、社会の自律的歴史的発展の問題を、Montesquieu のなかで準備され、萌芽の形で存在していた唯物論的見解の基礎のうえで、貫して展開したことであった。そして、それは、スコットランドの法のイングランドの法よりおくれている原因を、商工業の発達の差異に求めた Dalrymple の研究に触発され、この学派の共通の見解、すなわち政府はあたえら

れた時期の財産の形式と状態に一致すべきであり、するにちがいないという結論に到達したのである。

これで、第2節で述べた Stewart と Millar の言葉が、内容的に明らかになったと思われる。

## V Montesquieu とイギリス古典派経済学

われわれは、スコットランド歴史学派と Montesquieu の関係をこの学派の Montesquieu 解釈を通じてみてきた。そしてこの学派がなぜ、Montesquieu をこの学派の共通の祖とみるかの理由を明らかにしてきた。そのなかで重要な帰結のひとつは、Montesquieu の歴史的方法は、自然法思想をふくみ、またそのなかには、Locke の自然権の理論がふくまれるということであった。この解釈は、少くとも A. Smith の経済学の方法にたいする Hasbach 以下の疑問を解消させるに役だつだろう。そしてこの解釈によって、A. Smith の経済学の方法は Montesquieu のそれと直接的関連をもつようと思われる。ここでは、この問題を充分に取り扱うことができないが、Fletcher の書物にたいする批判を書いた R. S. Crane の見解(6)から、両者の方法的差異を明らかにしておこう。かれによれば、Montesquieu の経済問題の扱い方は、二重の関係をもっている。ひとつは、経済問題をとりあつかう立法者の諸目的は、かれの所属する政体——共和政、貴族政、君主政または專制政——の性質と原理から直接に与えられている。これが、租税の賦課と公収入の大きさが自由といかなる関係にあるかという問題がとりあつかわれている『法の精神』の第13篇のはあいである。そこで議論は、自由が普及したり、また普及していないかったり、またいろいろの程度に普及していたりする政体のさまざまの型に適合した実際的政策を樹立することにはじまっている。これに反して商業と貨幣とをとりあつかっている『法の精神』の第20—22篇では経済活動、立法と政体との関係は、手段と政体との関係よりもむしろ、原因と結果との関係として提起されている。それらの篇での研究テーマは、1国の市民法がその特有な経済状況に正しく適合しているかどうかにおかれている。立法者の諸目的は今や人民のあいだに現実に支配している諸事情によって直接に規定され、かれが維持せんと意図している政体の性質と原理とによっては、間接的に規定されるにすぎない。『諸国民の富』にみられる比較社会史的方法は、一見 Montesquieu のそれと同一と思われるが、しかし2つの重要な相異があると、Crane は指摘する。第1に、経済活動と政治形態とのあいだには Montesquieu のような関係はみられず、経済にたい

する立法者の目的は、恒久的・普遍的な公準「真の富と偉大さにむかう社会の進歩」の視点に照らして、判断されるということである。第2に、租税収入の問題にたいして Smith にとって重要な区別は、Montesquieu のように政体のそれではなく、社会の経済的発展段階の区別であるということである。『諸国民の富』の第5篇の長い序論において示された必要な租税とその使途との関係は、社会の一般的な状態の見地から正しく判断されるとということである。この関係は、Smith によれば、社会の

進歩の時期のちがい、すなわち牧畜・農耕から商・工業の、いわゆる富裕時代によってきわめてことならざるをえない。例えば牧畜または農業に従事する国民のばあいには、国民軍の制度が妥当するが、富裕の時代には常備軍の制度が必要とされるのである(p. 593—597)。

ここでは Smith の方法が、Montesquieu の思想を徹底化したスコットランド歴史学派の歴史的方法と同一の基礎にたっているという結論で、満足しなければならない。

〔大野精三郎〕

## 関　　係　　文　　献

(II) の源泉資料は、スコットランド歴史学派の歴史的研究のすべてを網羅していないし、またその範囲を超えると考えられるものも少ない。それは、本稿の主題から来る制約と、筆者がスコットランド歴史学派の母胎を道徳哲学におく見解に起因している。従って、源泉資料は未だ例示的な性格の範囲をでていないものであると理解されたい。

### I 第2次資料——主題についての主要研究文献

- (1) Leslie, Thomas Edward, Cliffe Essays in political and moral philosophy. 2nd ed. 1888.
- (2) Ingram, John Kells, A history of political economy. New and Enlarged ed. 1919.
- (3) Hasbach, W., Untersuchungen ueber Adam Smith und die Entwicklung der politischen Oekonomie. 1891.
- (4) Do: "Adam Smith's Lectures on justice, police, revenue and arms", in Political Science Quarterly, Vol. XII, No. 4. 1897.
- (5) Fletcher, F. T. H., Montesquieu and English politics (1750-1800). 1939.
- (6) Crane, R. S., "Montesquieu and British thought", in the Journal of Political Economy. Vol. XLIX No. 4. 1941.

### II 源泉資料

#### (A) 主題についての同時代時の資料

- (7) The Letters of David Hume, ed. by J. Y. T. Creig. 2 Vols. 1932.
- (8) Correspondance de Montesquieu, ed. by F. Gebelin and Morize. 1914.
- (9) Stewart, Dugald, "Account of the life and writings of Adam Smith", in Collected Works of Dugald Stewart. Vol. 1. 1877.
- (10) Stewart, Dugald, "Progress of metaphysical,

ethical, and political philosophy", in Collected Works of Dugald Stewart. Vol. X. 1877.

- (11) Millar, John, "The principles of law and government", in Historical View. Vol. IV. 1803.

#### (B) モンtesキューとスコットランド歴史学派の著作

- (12) 1721. Montesquieu, Lettres persanes (Persian letters, translated by John Ozell. 1722).
- (13) 1734. do., Considérations sur les causes de grandeur des Romains et leur décadence (Reflections on the causes of the grandeur and declination of the Romans. 1734).
- (14) 1748. do., Esprit des Lois (The spirit of the laws, 2 vols. 1750). 宮沢俊義訳『法の精神』上下2巻(岩波文庫)1928年。
- (15) 1751. Hume, David, An enquiry concerning the principles of morals. 松村文二郎・弘瀬潔共訳『道徳哲学の原理』1949年。
- (16) 1752. do., Political discourse.
- (17) 1754. do., The history of England, containing the reigns of James I, and Charles I. Edinburgh.
- (18) 1756. do., The history of England, containing the commonwealth and reign of Charles II. Edinburgh.
- (19) 1758. Home, Henry (Lord Kames) (1696-1782), Historical law tracts.
- (20) 1759. Hume, David, Tha history of England under the House of Tudor. Edinburgh.
- (21) 1759. Smith, Adam (1723-1791), The theory of

- moral sentiments. London.
- (22) 1759. Robertson, William(1721-1793), *The history of Scotland during the reigns of Queen Mary and King James VI.*
- (23) 1759. Dalrymple, John, *Essay towards a general history of feudal property in Great Britain.*
- (24) 1761-2. Hume, David, *The history of England from Julius Caesar's invasion to Henry VIII.* 2 Vols.
- (25) 1763. Smith, A., *Lectures on justice, revenue and arms*, delivered by Adam Smith, reported by a student in 1763. (Edited by Edw. Cannan, Oxford 1896). 高島善哉・水田洋共訳『グラスゴウ大学講義』1946年。
- (26) 1766. Ferguson, Adam(1723-1816), *Analysis of pneumatics and moral philosophy for the use of students in the college of Edinburgh.* Edinburgh.
- (27) 1767. do., *An essay on the history of civil society.* Edinburgh. 大道安次郎訳『市民社会史』上下2巻 1948年。
- (28) 1769. Robertson, William, *History of the reign of Charles V.*
- (29) 1769. Ferguson, Adam, *Institutes of moral philosophy.* Edinburgh.
- (30) 1771. Millar, John(1735-1801), *Observations concerning the distinctions of ranks in society.*
- (31) 1774. Home, Henry (Lord Kames,) *Sketches of the history of man.*
- (32) 1776. Smith, Adam, *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations.*
- (33) 1777. Robertson, William, *The history of America.*
- (34) 1778. Stuart, Gilbert(1742-1786), *View of society in Europe, in its progress from rudeness to refinements.* Edinburgh.
- (35) 1779. Millar, John, *The origin of distinction of ranks: or, an inquiry into the circumstances which give to influence and authority in the different members of society.*
- (36) 1780. Dumber, James(…d. 1798), *Essays on the history of mankind in rude and cultivated ages.*
- (37) 1783. Ferguson, Adam, *The history of the progress and termination of the Roman republic, illustrated with maps.* London.
- (38) 1787. Millar, John, *Historical view of the English government from the settlement of the Saxons in Britain to the accession of the House of Stewart.*
- (39) 1792. Ferguson, Adam, *Principles of moral and political science*, being chiefly a retrospect of lectures delivered in the college of Edinburgh. 2 Vols.
- (40) 1803. Millar, John, *Historical view of English government*, to which are subjoined some dissertations concerned with the history of the government from the revolution to the present time. 4 Vols.